

# マイホーム・フィット

## (普通保険約款)

### 火災保険/地震補償保険

※「マイホーム・フィット」は当社の火災保険/地震補償保険の愛称です。

## 火災保険 普通保険約款

#### 火災保険 普通保険約款 目次

##### この保険の趣旨

第1条	保険金の支払
第2条	保険金の削減支払
第3条	保険の目的
第4条	保険の目的の範囲
第5条	補償の開始時期および終了時期
第6条	保険料の払込
第7条	保険契約の失効
第8条	保険契約の自動継続
第9条	保険金の請求手続き等
第10条	契約内容の変更
第11条	保険契約者の住所氏名等の変更
第12条	契約の取消しおよび無効
第13条	告知義務
第14条	告知義務違反による解除
第15条	重大事由による解除
第16条	被保険者が死亡した場合
第17条	通知義務
第18条	解約
第19条	他の保険契約等がある場合の保険金の支払
第20条	配当金
第21条	時効
第22条	制度内容の変更
第23条	準拠法および管轄裁判所

この保険の趣旨

この保険は、被保険者が所有する居住用建物の火災等による損害を補償することを主な内容としています。

(用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険契約者	当社とこの保険契約を締結した、保険証券に記載された者をいいます。
被保険者	この保険契約により、補償を受ける人または補償の対象となる人で、保険証券に記載された被保険者をいいます。
告知義務	ご契約の際に、危険に関する重要な事項など当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただく義務のことをいいます。
告知義務違反	告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
保険料	保険契約者から当社にお払いただくお金のことです。
契約日	当社が補償を開始する日をいい、保険期間等の基準となります。
契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日のことです。また、月毎の契約応当日といったときは、各月ごとの契約日に対応する日をさします。
払込期月	毎回の保険料をお払いいただく月のことをいい、月毎の契約応当日の属する月の初日から末日までとなります。
猶予期間	保険料の払込の猶予期間をいい、払込期月の翌月初日から末日までとなります。
失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることです。
支払事由	保険金をお支払いする場合のことです。
免責事由	支払事由に該当しても保険金をお支払いしない場合のことです。
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
解除	当社の意思によって、この保険契約の効力を失わせることをいいます。
解約	保険契約者の意思によって、この保険契約の効力を失わせることをいいます。
水災	台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等によって、建物が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ることをいいます。

第1条 保険金の支払

この保険契約の保険金は、選択した契約の型により、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
火災 保険 金	<p>保険の目的に、次の損害が生じた場合</p> <p>A型: 火災、落雷、破裂・爆発による損害</p> <p>B型: 火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災による損害</p> <p>C型: 火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水災による損害</p>	<p>生じた損害の程度により、次のとおりとする。</p> <p>建物の全損の場合 : 保険金額</p> <p>建物の半損の場合 : 損害額×付保割合</p> <p>建物の一部損の場合 : 損害額×付保割合</p>	被 保 険 者	<p>つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき</p> <p>(1) 保険契約者または被保険者の故意による損害</p> <p>(2) 保険契約者または被保険者の重大な過失による損害</p> <p>(3) 被保険者と同居の親族または保険の対象の使用もしくは管理を委託された者の故意による損害</p> <p>(4) 保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害</p> <p>(5) 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害</p> <p>(6) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた損害(火元の発生原因を問わず、地震によって延焼・拡大した損害等を含む。)</p> <p>(7) 核燃料物質等による事故、放射能汚染によって生じた損害</p> <p>(8) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害</p>

- 2 保険金額は、保険契約締結時に定められ保険の目的物の再取得価格以下かつ1000万円以下の金額で保険証券に記載されたものとし、保険金額の再調達価額に対する割合を付保割合とする。
- 3 全損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の70%以上の場合、あるいは焼失・損壊した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上の場合をいいます。
- 4 半損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の20%以上70%未満の場合、あるいは焼失・損壊した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満の場合をいいます。
- 5 一部損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の3%以上20%未満の場合、あるいは焼失・損壊した部分の床面積が建物の延床面積の3%以上20%未満の場合をいいます。
- 6 免責事由は、保険契約を自動継続した場合を含めて全保険期間に亘り適用されます。
- 7 免責事由に該当した後の保険契約は、次のとおりとします。
  - 1) 建物の全損の場合は、保険契約は消滅します。
  - 2) 建物の半損以下の場合は、保険契約は継続します。
- 8 保険金を支払った後の保険契約は、次のとおりとします。
  - 1) 建物の全損の場合は、保険金を支払ったときに、保険契約は消滅します。
  - 2) 建物の半損以下の場合は、保険金を支払った後も保険契約は継続しますが、通算の支払額は保険証券に記載された保険金額を上限とします。ただし、建物の修理等を行ない、保険契約者から建物復旧完了の届出があり、当社が復旧したと認めた場合は、この限りではありません。

第2条 保険金の削減支払

前条の規定にかかわらず、一時に多くの支払事由が発生し、本商品の計算の基礎に重大な影響を及ぼし当社の事業収支が著しく悪化した場合は、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。この場合、変更内容についてすみやかに保険契約者に文書で通知します。

### 第3条 保険の目的

この保険契約における保険の目的は、保険証券記載の居住用建物で被保険者が所有するものとします。

### 第4条 保険の目的の範囲

保険の目的となる建物とは、保険証券記載の建物をいい、次の各号に掲げるものは、特別の約定がないかぎり、これに含めるものとします。

- 1) 門、へい、垣または物置、車庫その他の付属建物
- 2) 被保険者の所有する畳、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備

### 第5条 補償の開始時期、終了時期および契約日

補償の開始は、保険証券記載の保険期間の初日(始期日)の午前0時とします。

- 2 補償の終了は、保険証券記載の保険期間の末日(満期日)の午後12時とします。
- 3 会社が補償を開始する日を契約日とし、保険期間はこの日を基準とします。
- 4 保険期間は、1年とします。

### 第6条 保険料の払込

保険料の払込方法(経路)は、口座振替によるものとします。

- 2 当社は保険契約者より申出のあった金融機関の口座(以下、「指定口座」といいます。)から保険料の振替手続を行ないます。
- 3 保険契約者は振替日の前日までに指定口座に保険料相当額を準備して下さい。ただし振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振り替えます。
- 4 指定口座から振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込があったものとします。
- 5 口座振替による保険料の払込みができない特別な事情が保険契約者にあり、当社に申出があった場合、当社の指定する他の方法(当社指定口座への送金等)にて保険料を払い込むことを認めます。
- 6 払込方法(回数)は、月払および一時払を取り扱います。
- 7 月払保険料のうち、第1回目に払い込む保険料を「初回保険料」といい、第2回目以降に払い込む保険料を「継続保険料」といいます。
- 8 初回保険料または一時払保険料は、契約日以後の直近の振替日(ただし、契約日から直近の振替日までの日数が会社所定の日数に満たない場合は、翌月の振替日とする。)に、口座振替により払い込むものとします。
- 9 継続保険料の払い込みは、毎月の提携金融機関ごとに当社の定める期日(以下、「払込期日」という。)に、口座振替により払い込んでください。
- 10 継続保険料が払い込まれないまま、払込期日の属する月の翌々月の末日までに保険金の支払事由に該当した場合には、当社は、支払うべき保険金から既経過期間に対応した未払込みの継続保険料を差し引いた額を支払います。この場合には、当社は、保険契約者が既経過期間に対応した未払込みの継続保険料を払い込んだものとみなします。
- 11 保険契約者が払込期日の属する月の翌々月の末日までに継続保険料を払い込まなかった場合は、当社は、その払込期日の属する月の翌々月末日の翌日以降に生じた保険金の支払事由に対しては、保険金を支払いません。
- 12 自動継続契約の初回保険料または一時払保険料は、自動継続日の属する月の振替日に口座振替により払い込むものとします。

### 第7条 保険契約の失効

この保険契約締結後、次の各号に掲げるいずれかの事実が発生した場合、その事実が発生したときに、この保険契約は、その効力を失います。

- 1) 継続保険料の払込期日の属する月の翌々月の末日までに、当該払込期日に払い込まれるべき継続保険料の払い込みがなかった場合
  - 2) 保険の目的の全部が滅失した場合
  - 3) 被保険者が保険の目的の所有権を有しなくなった場合
  - 4) 保険の目的の構造又は用途の変更あるいは移転により、保険証券記載の建物が当社の定める保険の目的に該当しなくなった場合
- 2 この保険契約が失効した場合、未経過期間に対し当社の定めるところにより計算した未経過保険料を返還します。

### 第8条 保険契約の自動継続

保険期間は1年とし、保険期間満了日までの保険料が払い込まれている場合、保険契約は、自動継続されます。ただし、保険契約者が保険期間満了日までに自動継続しない旨の申出を行なった場合を除きます。

- 2 前項に係わらず、以下の事由により自動継続を取り扱わないことがあります。この場合、保険契約者宛に通知します。
  - 1) 保険の目的の価値が大きく減少したとき  
保険の目的の価値の減少は、火災による損害の場合は保険金の請求により、建物の構造等の変更の場合は第17条の通知義務に基づく通知により判断します。大きな減少とは、火災による全損の場合や建物の構造等の全損と同程度の変更の場合をいいます。
  - 2) 本保険契約の新規引受を終了したとき
  - 3) 本保険契約の収支の改善が見込めないとき
- 3 自動継続後の保険契約については、つぎに定めるところによります。
  - 1) 自動継続後の保険金額には、自動継続前の損害による第1条第7項第2号の規定を適用します。
  - 2) 保険料は自動継続日における保険料率に基づき、あらかじめ計算します。
  - 3) 保険契約を自動継続した場合、旧保険証券および自動継続通知書をもって新保険証券に代えます。
- 4 当社は自動継続日の2か月前までに、保険契約者宛に保険料および引受内容を記載した「自動継続案内」と「契約内容変更届出書」を送付します。保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨のお申し出のない限り、ご契約は更新されます(告知書の提出は不要です)。契約変更をされる場合は、保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者は当社に契約内容変更届出書を返送しなければなりません。更新後の保険料は、当社が更新時に適用している保険料率で計算します。
- 5 契約が自動継続された場合は、当社は保険契約者宛に「自動継続通知書」(契約が自動継続された旨の案内)を送付します。
- 6 自動継続後の初回保険料が振替えられなかった場合、自動継続は取消しとし、「自動継続取消通知」を保険契約者宛に送付します。

## 第9条 保険金の請求手続き等

保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者または受取人は遅滞なく当社に通知して下さい。

- 2 受取人は、別表1に定める当社の指定する必要書類を提出して下さい。
- 3 当社は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、受取人が指定した口座宛に払い込む方法により保険金を支払います。
  - 1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - 2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - 3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、再調達価額または時価額および事故と損害との関係
  - 4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - 5) 1)から4)までのほか、他の保険契約等の有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 4 前項に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
  - 1) 災害救助法が適用された災害の被災地域における第3項第1号から第5号までの事項の確認のための調査 60日
  - 2) 第3項第1号から第5号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - 3) 第3項第1号から第5号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
  - 4) 第3項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- 5 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、第3項および第4項の期間に算入しないものとします。
- 6 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行なうものとします。

## 第10条 契約内容の変更

保険金額の増額および減額はできません。

## 第11条 保険契約者の住所氏名等の変更

保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに当社に通知する必要があります。ただし、この通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所に発した通知は通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

## 第12条 契約の取消しおよび無効

初回保険料が払い込まなかった場合、保険契約は取消しとします。この場合、当社より保険契約者宛に速やかに取消の通知を行いません。

- 2 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、保険契約は取消しとし、払い込まれた保険料は返金しません。
- 3 保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効とし、払い込まれた保険料は返金しません。
  - 1) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。
  - 2) 保険契約者又は被保険者が、保険の目的にすでに保険金を支払うべき損害が生じていたことまたは火災、損壊、埋没もしくは流失の現実かつ急迫の危険が生じていることを知っていたとき。

## 第13条 告知義務

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの(以下「告知事項」といいます。))について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

## 第14条 告知義務違反による解除

保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかったか、事実でないことを告知したとき(以下、「告知義務違反」といいます。)、当社は保険契約を解除することができるものとします。この場合、当社より保険契約者宛にすみやかに解除の通知を行いません。

- 2 本条による保険契約の解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知することをもって、保険契約者宛に通知したものとみなします。
- 3 告知義務違反による場合で、つぎのいずれかに該当するときは、当社は契約の解除をおこなうことができません。
  - 1) 保険契約締結の際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - 2) 当社が解除の原因となる事実を知った日から1か月以内に、解除の通知を行なわなかったとき
  - 3) 保険契約を締結した時から、5年を経過したとき
  - 4) 当社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(以下、本条において「保険媒介者」といいます。)が、保険契約者または被保険者が告知をすることを妨げたとき
  - 5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき
- 4 前項第4号、第5号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。
- 5 本条により当社が保険契約を解除する場合は解除事由が生じた時から解除がされた時までに支払事由が生じても、保険給付の責任を負いません
- 6 当社が契約を解除し保険金を支払わない場合、当社がすでに保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができるものとします。
- 7 本保険契約が解除された場合、別表2に定める金額を返還します。

#### 第15条 重大事由による解除

当社は、次のいずれかに該当する事由(重大事由)がある場合には、この保険契約を解除することができるものとします。この場合、当社より保険契約者宛にすみやかに解除の通知を行いません。

- 1) 保険契約者、被保険者または受取人が、保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こすか、起こそうとしたとき
- 2) 保険金の請求に関して、受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき
- 3) 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
  - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 4) 1)から3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、1)から3)までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

2 本条による解除については、前条第2項、第5項および第6項の規定を適用します。

3 本保険契約が解除された場合、払い込まれた保険料は返金しません。ただし、第1項第1号の事由の場合は、未経過期間に対し当社の定めるところにより計算した未経過保険料を返還します。

#### 第16条 被保険者が死亡した場合

被保険者が死亡した場合は、速やかに通知することを要します。

2) 前項の通知があり当社が承諾した場合は、死亡日に遡及してこの保険契約の継承ができるものとします。

#### 第17条 通知義務

保険契約の締結後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく通知する必要があります。

- 1) 保険の目的を譲渡した場合
  - 2) 保険の目的である建物の構造または用途を変更した場合
  - 3) 保険の目的を他の場所に移転する場合
- 2 前項に規定する手続きを怠った場合には、当社は、前項の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害等に対しては、保険金を支払いません。

#### 第18条 解約

保険契約者はいつでもこの保険契約を将来に向かって解約することができます。

- 2 保険契約者が契約を解約する場合には、当社所定の書面を提出してください。
- 3 解約手続をおこなった場合、解約に必要な請求書類が当社に到着した日の属する月の月末を解約日とし、解約日をもって補償は終了します。
- 4 この保険契約を解約した場合、未経過期間に対し当社の定めるところにより計算した未経過保険料を返還します。

#### 第19条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払

この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、当社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を保険金として支払います。

2 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われるまたは支払われた場合は、当社は、第1条に定める支払額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。

#### 第20条 配当金

この保険契約には契約者配当金はありません。

#### 第21条 時効

保険金の請求権は、支払事由発生日の翌日から起算して3年間請求がない場合、時効により消滅します。

2 未経過保険料の請求権は保険契約の消滅日より3年間請求が無い場合、時効により消滅します。

#### 第22条 契約内容の見直し

当社は本商品の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、保険期間中または契約自動継続の際に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。この場合、変更日の2 か月前までに保険契約者に文書で通知の上、変更日から保険料率または保険金額を変更します。

2 当社は本商品が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、本商品の販売を取りやめることがあります。この場合は、契約の自動継続も取り扱いません。これらの場合、取扱い中止の2 か月前までに保険契約者に自動継続を取り扱わない旨を文書で通知します。

#### 第23条 準拠法および管轄裁判所

保険契約に関する争い、訴訟については日本の法律に従って解釈されるものとします。

2 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

別表1(保険金の請求書類)

- 1 所定の保険金請求書
  - 2 損害の対象および程度を確認できる書類(売買契約書、損害見積書、損傷箇所の写真、修理見積書、罹災証明書等の公的機関が発行する証明書など)
    - \* 罹災証明書とは、政府の定める災害の被害認定に係る運用基準に基づき、地方自治体が、災害等による損害を被った家屋について調査を実施のうえ、「全壊」、「半壊のうち大規模半壊」、「半壊のうち大規模半壊に該当しないもの」および「一部損壊」の区分により被害程度を証明するもので、各地方自治体から発行される書類
  - 3 被保険者の住民票の写し
  - 4 建物登記簿謄本
- \* 当社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがある。

別表2(返還保険料)

返還保険料=保険料×払戻率

既経過期間	払戻率	
	一時払	月払
1ヶ月まで	70.1%	0.0%
2ヶ月まで	63.8%	
3ヶ月まで	57.4%	
4ヶ月まで	51.0%	
5ヶ月まで	44.6%	
6ヶ月まで	38.3%	
7ヶ月まで	31.9%	
8ヶ月まで	25.5%	
9ヶ月まで	19.1%	
10ヶ月まで	12.8%	
11ヶ月まで	6.4%	
1年まで	0.0%	

\* 既経過期間は、契約日(更新日)から解除日までの月数(1ヶ月未満は切り上げ)

# 地震補償保険 普通保険約款

## 地震補償保険 普通保険約款 目次

### この保険の趣旨

第1条	保険金の支払
第2条	保険金の削減支払
第3条	保険の目的
第4条	保険の目的の範囲
第5条	補償の開始時期および終了時期
第6条	保険料の払込
第7条	保険契約の失効
第8条	保険契約の自動継続
第9条	保険金の請求手続き等
第10条	契約内容の変更
第11条	保険契約者の住所氏名等の変更
第12条	契約の取消しおよび無効
第13条	告知義務
第14条	告知義務違反による解除
第15条	重大事由による解除
第16条	被保険者が死亡した場合
第17条	通知義務
第18条	解約
第19条	他の保険契約等がある場合の保険金の支払
第20条	配当金
第21条	時効
第22条	制度内容の変更
第23条	準拠法および管轄裁判所

### この保険の趣旨

この保険は、被保険者が所有する居住用建物の地震等による損害を補償することを主な内容としています。

### (用語の定義)

この約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
保険契約者	当社とこの保険契約を締結した、保険証券に記載された者をいいます。
被保険者	この保険契約により、補償を受ける人または補償の対象となる人で、保険証券に記載された被保険者をいいます。
告知義務	ご契約の際に、危険に関する重要な事項など当社がおたずねする重要なことがらについて、ありのままに報告していただく義務のことをいいます。
告知義務違反	告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
保険料	保険契約者から当社にお払いただくお金のことです。
契約日	当社が補償を開始する日をいい、保険期間等の基準となります。
契約応当日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に相当する日のことです。また、月毎の契約応当日といったときは、各月ごとの契約日に対応する日をさします。
払込期月	毎回の保険料をお払いいただく月のことをいい、月毎の契約応当日の属する月の初日から末日までとなります。
猶予期間	保険料の払込の猶予期間をいい、払込期月の翌月初日から末日までとなります。
失効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込がなく、ご契約の効力が失われることです。
支払事由	保険金をお支払いする場合のことです。
免責事由	支払事由に該当しても保険金をお支払いしない場合のことです。
地震等	地震もしくは噴火またはこれらによる津波をいいます。
再調達価額	損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再築または再取得するのに必要な金額をいいます。
解除	当社の意思によって、この保険契約の効力を失わせることをいいます。
解約	保険契約者の意思によって、この保険契約の効力を失わせることをいいます。

## 第1条 保険金の支払

この保険契約の保険金は、選択した契約の型により、つぎのとおりです。

名称	支払事由	支払額	受取人	保険金を支払わない場合 (以下、「免責事由」といいます。)
地震補償保険金	保険の目的に、次の損害が生じた場合 A型: 地震または噴火を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害 B型: 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没、流失による損害	生じた損害の程度により、次のとおりとする。 建物の全損の場合 : 保険金額の100% 建物の半損の場合 : 保険金額の50% 建物の一部損の場合 : 保険金額の5%	被保険者	つぎのいずれかにより支払事由に該当したとき (1)地震等が発生した日の翌日から10日を経過した後に生じた損害 (2)門・へい・垣のみに生じた損害 (3)保険の対象の自然の消耗、劣化、性質による変色、さび、かび、腐敗、ひび割れ、はがれ、ねずみ食い、虫食い等によってその部分に生じた損害 (4)保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害

2 全損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の70%以上の場合、あるいは焼失・損壊した部分の床面積が建物の延床面積の70%以上の場合をいいます。

3 半損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の20%以上70%未満の場合、あるいは焼失・損壊した部分の床面積が建物の延床面積の20%以上70%未満の場合をいいます。

4 一部損とは、主要構造物(基礎、柱、壁、屋根等)の損害の額が建物の再調達価額の3%以上20%未満の場合、あるいは建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け、全損・半損に至らない場合をいいます。

5 72時間以内に生じた2回以上の地震等は、これらを一括して1回の地震等とみなします。

6 免責事由は、保険契約を自動継続した場合を含めて全保険期間に亘り適用されます。

7 免責事由に該当した後の保険契約は、次のとおりとします。

- 1) 建物の全損の場合は、保険契約は消滅します。
- 2) 建物の半損以下の場合は、保険契約は継続します。

8 保険金を支払った後の保険契約は、次のとおりとします。

- 1) 建物の全損の場合は、保険金を支払ったときに、保険契約は消滅します。
- 2) 建物の半損以下の場合は、保険金を支払った後も保険契約は継続しますが、通算の支払額は保険証券に記載された保険金額を上限とします。ただし、建物の修理等を行ない、保険契約者から建物復旧完了の届出があり、当社が復旧したと認めた場合は、この限りではありません。

## 第2条 保険金の削減支払

前条の規定にかかわらず、一時に多くの支払事由が発生し、本商品の計算の基礎に重大な影響を及ぼし当社の事業収支が著しく悪化した場合は、当社の定めるところにより、保険金を削減して支払うことがあります。  
この場合、変更内容についてすみやかに保険契約者に文書で通知します。

## 第3条 保険の目的

この保険契約における保険の目的は、保険証券記載の居住用建物で被保険者が所有するものとします。

## 第4条 保険の目的の範囲

保険の目的となる建物とは、保険証券記載の建物をいい、次の各号に掲げるものは、特別の約定がないかぎり、これに含めるものとします。

- 1) 門、へい、垣または物置、車庫その他の付属建物
- 2) 被保険者の所有する量、建具その他の従物および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備

## 第5条 補償の開始時期、終了時期および契約日

補償の開始は、保険証券記載の保険期間の初日(始期日)の午前0時とします。

2 補償の終了は、保険証券記載の保険期間の末日(満期日)の午後12時とします。

3 会社が補償を開始する日を契約日とし、保険期間はこの日を基準とします。

4 保険期間は、1年とします。

## 第6条 保険料の払込

保険料の払込方法(経路)は、口座振替によるものとします。

2 当社は保険契約者より申出のあった金融機関の口座(以下、「指定口座」といいます。)から保険料の振替手続を行ないます。

3 保険契約者は振替日の前日までに指定口座に保険料相当額を準備して下さい。ただし振替日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日に振り替えます。

4 指定口座から振替えられた場合、振替日をもって保険料の払込があったものとします。

5 口座振替による保険料の払込みができない特別な事情が保険契約者にあり、当社に申出があった場合、当社の指定する他の方法(当社指定口座への送金等)にて保険料を払い込むことを認めます。

6 払込方法(回数)は、月払および一時払を取り扱います。

7 月払保険料のうち、第1回目に払い込む保険料を「初回保険料」といい、第2回目以降に払い込む保険料を「継続保険料」といいます。

8 初回保険料または一時払保険料は、契約日以後の直近の振替日(ただし、契約日から直近の振替日までの日数が会社所定の日数に満たない場合は、翌月の振替日とする。)に、口座振替により払い込むものとします。

9 継続保険料の払い込みは、毎月の提携金融機関ごとに当社の定める期日(以下、「払込期日」という。)に、口座振替により払い込んでください。

10 継続保険料が払い込まれないまま、払込期日の属する月の翌々月の末日までに保険金の支払事由に該当した場合には、当社は、支払うべき保険金から既経過期間に対応した未払込みの継続保険料を差し引いた額を支払います。この場合には、当社は、保険契約者が既経過期間に対応した未払込みの継続保険料を払い込んだものとみなします。



- 11 保険契約者が払込期日の属する月の翌々月の末日までに継続保険料を払い込まなかった場合は、当社は、その払込期日の属する月の翌々月末日の翌日以降に生じた保険金の支払事由に対しては、保険金を支払いません。
- 12 自動継続契約の初回保険料または一時払保険料は、自動継続日の属する月の振替日に口座振替により払い込むものとします。

#### 第7条 保険契約の失効

この保険契約締結後、次の各号に掲げるいずれかの事実が発生した場合、その事実が発生したときに、この保険契約は、その効力を失います。

- 1) 継続保険料の払込期日の属する月の翌々月の末日までに、当該払込期日に払い込まれるべき継続保険料の払い込みがなかった場合
  - 2) 保険の目的の全部が滅失した場合
  - 3) 被保険者が保険の目的の所有権を有しなくなった場合
  - 4) 保険の目的の構造又は用途の変更あるいは移転により、保険証券記載の建物が当社の定める保険の目的に該当しなくなった場合
- 2 この保険契約が失効した場合、未経過期間に対し当社の定めるところにより計算した未経過保険料を返還します。

#### 第8条 保険契約の自動継続

保険期間は1年とし、保険期間満了日までの保険料が払い込まれている場合、保険契約は、自動継続されます。ただし、保険契約者が保険期間満了日までに自動継続しない旨の申出を行なった場合を除きます。

- 2 前項に係わらず、以下の事由により自動継続を取り扱わないことがあります。この場合、保険契約者宛に通知します。
  - 1) 保険の目的の価値が大きく減少したとき  
保険の目的の価値の減少は、地震等による損害の場合は保険金の請求により、建物の構造等の変更の場合は第17条の通知義務に基づく通知により判断します。大きな減少とは、地震による全損の場合や建物の構造等の全損と同程度の変更の場合をいいます。
  - 2) 本保険契約の新規引受を終了したとき
  - 3) 本保険契約の収支の改善が見込めないとき
- 3 自動継続後の保険契約については、つぎに定めるところによります。
  - 1) 自動継続後の保険金額には、自動継続前の損害による第1条第7項第2号の規定を適用します。
  - 2) 保険料は自動継続日における保険料率に基づき、あらためて計算します。
  - 3) 保険契約を自動継続した場合、旧保険証券および自動継続通知書をもって新保険証券に代えます。
- 4 当社は自動継続日の2か月前までに、保険契約者宛に保険料および引受内容を記載した「自動継続案内」と「契約内容変更届出書」を送付します。保険期間満了日までに保険契約を継続しない旨のお申し出のない限り、ご契約は更新されます(告知書の提出は不要です)。契約変更をされる場合は、保険期間満了日の1か月前までに、保険契約者は当社に契約内容変更届出書を返送しなければなりません。更新後の保険料は、当社が更新時に適用している保険料率で計算します。
- 5 契約が自動継続された場合は、当社は保険契約者宛に「自動継続通知書」(契約が自動継続された旨の案内)を送付します。
- 6 自動継続後の初回保険料が振替えられなかった場合、自動継続は取消しとし、「自動継続取消通知」を保険契約者宛に送付します。

#### 第9条 保険金の請求手続き等

保険金の支払事由が生じた場合、保険契約者または受取人は遅滞なく当社に通知して下さい。

- 2 受取人は、別表1に定める当社の指定する必要書類を提出して下さい。
- 3 当社は、請求完了日からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の事項の確認を終え、受取人が指定した口座宛に払い込む方法により保険金を支払います。
  - 1) 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - 2) 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - 3) 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額、再調達価額または時価額および事故と損害との関係
  - 4) 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - 5) 1)から4)までのほか、他の保険契約等の有無および内容等、当会社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- 4 前項に規定する確認をするため、次に掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当社は、請求完了日からその日を含めて次に掲げる日数を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終るべき時期を被保険者に対して通知するものとします。
  - 1) 災害救助法が適用された災害の被災地域における第3項第1号から第5号までの事項の確認のための調査 60日
  - 2) 第3項第1号から第5号までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会 90日
  - 3) 第3項第1号から第5号までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会 180日
  - 4) 第3項第1号から第5号までの事項の確認を日本国内において行なうための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日
- 5 第3項および第4項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合には、これにより確認が遅延した期間については、第3項および第4項の期間に算入しないものとします。
- 6 保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行なうものとします。

#### 第10条 契約内容の変更

保険金額の増額および減額はできません。

#### 第11条 保険契約者の住所氏名等の変更

保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに当社に通知する必要があります。ただし、この通知がなく、保険契約者の住所を会社が確認できなかった場合、会社の知った最終の住所に発した通知は通常到達するために要する期間を経過した時に保険契約者に到達したものとみなします。

## 第12条 契約の取消しおよび無効

- 初回保険料が払い込まれなかった場合、保険契約は取消しとします。この場合、当社より保険契約者宛に速やかに取消の通知を行いません。
- 2 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫により保険契約を締結したときは、保険契約は取消しとし、払い込まれた保険料は返金しません。
  - 3 保険契約締結の際、次の各号に掲げる事実のいずれかがあったときは、保険契約は無効とし、払い込まれた保険料は返金しません。
    - 1) 他人のために保険契約を締結する場合において、保険契約者が、その旨を保険契約申込書に明記しなかったとき。
    - 2) 保険契約者又は被保険者が、保険の目的にすでに保険金を支払うべき損害が生じていたことまたは火災、損壊、埋没もしくは流失の現実かつ急迫の危険が生じていることを知っていたとき。

## 第13条 告知義務

保険契約者または被保険者は、保険契約の締結の際、危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたもの(以下「告知事項」といいます。))について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

## 第14条 告知義務違反による解除

保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失により事実を告知しなかったか、事実でないことを告知したとき(以下、「告知義務違反」といいます。))、当社は保険契約を解除することができるものとします。この場合、当社より保険契約者宛にすみやかに解除の通知を行いません。

- 2 本条による保険契約の解除の効力は、解除通知が保険契約者に到達した時点から生じ、保険契約は将来に向かって効力を失います。ただし、保険契約者の所在が不明であるか、その他正当な理由により保険契約者に通知できない場合には、被保険者に通知することをもって、保険契約者宛に通知したものとみなします。
- 3 告知義務違反による場合で、つぎのいずれかに該当するときは、当社は契約の解除をおこなうことができません。
  - 1) 保険契約締結の際、当社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
  - 2) 当社が解除の原因となる事実を知った日から1か月以内に、解除の通知を行わなかったとき
  - 3) 保険契約を締結した時から、5年を経過したとき
  - 4) 当社のために保険契約の締結の媒介を行なうことができる者(以下、本条において「保険媒介者」といいます。))が、保険契約者または被保険者が告知をすることを妨げたと
  - 5) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対し、告知をしないことを勧めたとき
- 4 前項第4号、第5号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には適用しません。
- 5 本条により当社が保険契約を解除する場合は解除事由が生じた時から解除がされた時まで支払事由が生じても、保険給付の責任を負いません
- 6 当社が契約を解除し保険金を支払わない場合、当社がすでに保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができるものとします。
- 7 本保険契約が解除された場合、別表2に定める金額を返還します。

## 第15条 重大事由による解除

当社は、次のいずれかに該当する事由(重大事由)がある場合には、この保険契約を解除することができるものとします。この場合、当社より保険契約者宛にすみやかに解除の通知を行いません。

- 1) 保険契約者、被保険者または受取人が、保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こすか、起こそうとしたとき
- 2) 保険金の請求に関して、受取人が詐欺行為を行ない、または行なおうとしたとき
- 3) 保険契約者が、次のいずれかに該当するとき。
  - ア. 反社会的勢力(注)に該当すると認められること。
  - イ. 反社会的勢力(注)に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
  - ウ. 反社会的勢力(注)を不当に利用していると認められること。
  - エ. 法人である場合において、反社会的勢力(注)がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
  - オ. その他反社会的勢力(注)と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- 4) 1)から3)までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、1)から3)までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(注)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

- 2 本条による解除については、前条第2項、第5項および第6項の規定を適用します。
- 3 本保険契約が解除された場合、払い込まれた保険料は返金しません。ただし、第1項第1号の事由の場合は、未経過期間に対し当社の定めるところにより計算した未経過保険料を返還します。

## 第16条 被保険者が死亡した場合

被保険者が死亡した場合は、速やかに通知することを要します。

- 2 前項の通知があり当社が承諾した場合は、死亡日に遡及してこの保険契約の継承ができるものとします。

## 第17条 通知義務

保険契約の締結後、次の事実が発生した場合には、遅滞なく通知する必要があります。

- 1) 保険の目的を譲渡した場合
- 2) 保険の目的である建物の構造または用途を変更した場合
- 3) 保険の目的を他の場所に移転する場合
- 2 前項に規定する手続きを怠った場合には、当社は、前項の事実が発生した時または保険契約者もしくは被保険者がその発生を知った時から当社が承認請求書を受領するまでの間に生じた損害等に対しては、保険金を支払いません。

第18条 解約

- 保険契約者はいつでもこの保険契約を将来に向かって解約することができます。
- 2 保険契約者が契約を解約する場合には、当社所定の書面を提出してください。
- 3 解約手続をおこなった場合、解約に必要な請求書類が当社に到着した日の属する月の月末を解約日とし、解約日をもって補償は終了します。
- 4 この保険契約を解約した場合、未経過期間に対し当社の定めるところにより計算した未経過保険料を返還します。

第19条 他の保険契約等がある場合の保険金の支払

- この保険契約により他の保険契約等に優先して保険金を支払う場合は、当社は、他の保険契約等がないものとして算出した額を保険金として支払います。
- 2 他の保険契約等によってこの保険契約に優先して保険金もしくは共済金が支払われるまたは支払われた場合は、当社は、第1条に定める支払額から他の保険契約等から支払われるまたは支払われた保険金もしくは共済金の合計額を差し引いた残額を保険金として支払います。

第20条 配当金

この保険契約には契約者配当金はありません。

第21条 時効

- 保険金の請求権は、支払事由発生日の翌日から起算して3年間請求がない場合、時効により消滅します。
- 2 未経過保険料の請求権は保険契約の消滅日より3年間請求が無い場合、時効により消滅します。

第22条 契約内容の見直し

- 当社は本商品の収支状況などの事情から、当社の定めるところにより、保険期間中または契約自動継続の際に保険料を増額または保険金額を減額することがあります。この場合、変更日の2 か月前までに保険契約者に文書で通知の上、変更日から保険料率または保険金額を変更します。
- 2 当社は本商品が不採算となり、収支の改善が見込めないときは、本商品の販売を取りやめることがあります。この場合は、契約の自動継続も取り扱いません。これらの場合、取扱い中止の2 か月前までに保険契約者に自動継続を取り扱わない旨を文書で通知します。

第23条 準拠法および管轄裁判所

- 保険契約に関する争い、訴訟については日本の法律に従って解釈されるものとします。
- 2 この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

別表1(保険金の請求書類)

- 1 所定の保険金請求書
- 2 損害の対象および程度を確認できる書類(売買契約書、損害見積書、損傷箇所の写真、修理見積書、罹災証明書等の公的機関が発行する証明書など)
  - \* 罹災証明書とは、政府の定める災害の被害認定に係る運用基準に基づき、地方自治体が、災害等による損害を被った家屋について調査を実施のうえ、「全壊」、「半壊のうち大規模半壊」、「半壊のうち大規模半壊に該当しないもの」および「一部損壊」の区分により被害程度を証明するもので、各地方自治体から発行される書類
- 3 被保険者の住民票の写し
- 4 建物登記簿謄本
- \* 当社は、上記以外の書類の提出を求めまたは上記の書類の一部の省略を認めることがある。

別表2(返還保険料)

返還保険料 = 保険料 × 払戻率

既経過期間	払戻率			
	A型		B型	
	一時払	月払	一時払	月払
1ヶ月まで	72.4%	0.0%	85.0%	0.0%
2ヶ月まで	65.8%		77.2%	
3ヶ月まで	59.3%		69.5%	
4ヶ月まで	52.7%		61.8%	
5ヶ月まで	46.1%		54.1%	
6ヶ月まで	39.5%		46.3%	
7ヶ月まで	32.9%		38.6%	
8ヶ月まで	26.3%		30.9%	
9ヶ月まで	19.8%		23.2%	
10ヶ月まで	13.2%		15.4%	
11ヶ月まで	6.6%		7.7%	
1年まで	0.0%		0.0%	

\* 既経過期間は、契約日(更新日)から解除日までの月数(1ヶ月未満は切り上げ)